

(表紙)

電子商取引における信頼の構築 検討用文書

固有参照番号：URN 99/642

貿易産業省

(ページ 1)

電子商取引における信頼の構築 — 検討用文書

要約

電子商取引にはビジネスの方法に革新を起こし英国産業界の競争力を向上させる可能性があります。政府は英国を電子商取引の最高の場所に発展させるための大きなゴールを設定し、首相は 2002 年までに政府と一般市民およびビジネス界との取引の 25% を電子化するというターゲットを設定しました。

関係者は電子メッセージの送信者の特定、不正に内容が操作されていないこと、また、場合によっては親展扱いがされることに確信が持てることが必要です。そのための技術面での対応は可能ですが、ユーザー側がそのこととそういう業務を供給する企業を信頼する必要があります。政府は 1998 年の 11 月に暗号化業務のプロバイダーに自発的なライセンス供与システムを作りあげ、「電子署名」に対して法的認知を与えることによって電子商取

引における信頼を構築するための立法化の意向を発表しました。

DTI および内務省の協力によって作成されたこの検討用文書の目的は、この政策を詳細にわたって実行に移すための考え方を示すことにあります。我々が皆様の見解を求める事項は、法的認知、ライセンスの申請者が遵守すべき基準、サービス・プロバイダーが顧客その他に対して果たすべき責任、法の執行がライセンスを持つプロバイダーやライセンスを持たないプロバイダー、その他の人に対して及ぼす影響などです。同時に、紙の使用に代わって電子通信の使用許可を下すにあたり現行法における障害を取り除くことや電子商取引を促進させるためのその他の法改正に関するご意見もお待ちしております。

麻薬密売人、小児愛者およびテロリストなどの犯罪者は、その活動を秘密にするために暗号化しています。このような点がチェックされないと警察の仕事は非常に難しいものになります。従って、政府は暗号通信や格納されたデータを解読するために必要な資料に合法的にアクセスして重大な犯罪に取り組むするための特別機関をつくる意向であります。

政府は法律の規定に準拠する暗号化技術の開発やその使用の促進に対して非常に意欲的である一方、産業界からのライセンスに対する懸念が英国における電子商取引発展の妨げになるのではという点も認識しています。従って、それをライセンス供与の条件とはしないという方向での検討もされています。しかし、政府は電子商取引の拡大を促進する一方、法執行当局の要求に従うため産業界に対する援助を考えています。

政府は今国会の開催中に立法法案を提出することを言明しました。4月1日木曜日までに
ご意見をお待ちしております。

1999年3月5日

(ページ 2)

目次

電子商取引における信頼の構築 -- 検討用文書	1
要約	1
目次	2
はじめに	4
国際的背景	6
欧州連合の考え方	
（電子署名および電子商取引に対する EU の指令ドラフトを含む）	6
暗号化に対する OECD 見解	9

UNCITRAL 電子署名に関する統一ルール	10
電子法律文書の法的認知	10
電子署名および電子文書	10
電子商取引促進のためのその他の法改正	12
電子商取引に対するその他の障害例	13
立法上のその他の可能性	15
委託サービスプロバイダー（暗号化サービスのプロバイダー）のライセンス制度	17
暗号作成サービスの実例	20
ライセンス供与機関	21
責任	21
ライセンス料	23
輸出規制	23
暗号化に対する警察の関与	23
警察に対する暗号化の脅威	23
政府の対応	26
共通神話	26
既存法の更新の必要性	27
通信法 1985 の傍受	27
検索および押収の権限	28
立法法案	29
提携アプローチ：警察および産業界のニーズの受け入れ	32
第三者機関によるキー・スクローおよびキー復元	32
提携アプローチ	32
法執行機関の必要性	33
付属文書 A -- ライセンス供与基準	34
ライセンス供与基準案	34
(i) 一般ライセンス供与基準	34
(ii) 認可機関に対するライセンス供与基準	35
(iii) 機密保持サービス規定の TTP 条件	36
(iv) キー復元機関の条件	37
付属文書 B -- 用語集	38

(ページ 4)

はじめに

1. 1998 年 12 月に発行された「競争力ある将来:知識主導経済の構築¹」白書において、

政府は 2002 年までに英国を電子商取引の環境世界一として発展させるための大きな目標を設定しました。同白書に設定された政策は政府戦略の中心的な部分で、暗号化サービス・プロバイダーの任意ライセンス供与体制を確立し、電子商取引達成の妨げになる法的障害を取り除くことによって目標達成に向け努力しようというものです。政府による幅広い電子商取引に関する協議事項は「*Net Benefit : the electronic commerce agenda for the UK*²」でご覧になれます。将来の経済的發展および産業界の競争力強化のために電子商取引は非常に重要な案件です。英国はそのためのリーダーとして活躍できる環境下にあります。電子商取引は以下の通り定義されます。

設計および製造から購入、販売および配送に至るビジネスプロセスの全ての手順に電子ネットワークを使用することで簡素化およびスピードアップを計ること。

2. 電子商取引は既にビジネスの方法に大きな変革をもたらしています。電子商取引は顧客およびサプライヤー間での内部的でインタラクティブな全ての規模のビジネスの方法に変革をもたらしています。家庭のコンピュータまたはインターネットに接続されたテレビを使用したり、公共図書館または地域のスーパーマーケットなどで一般に利用できるキオスクを使用して企業や他の個人と通信機会が増えている個人にも影響を与えています。政府はより良い政府主導権を通じた電子的な交信をめざして、首相は一般市民と政府間の取引の 25% を 2002 年までに電子化するという目標を設定しました。政府は同時にさまざまな調達に際して電子商取引の利用を増大させることを約束しています。

電子署名とは

電子署名とは、手書きの署名の電子版である電子文書と関連づけられたものを指します。電子署名にはさまざまな形があります。ここで詳しく述べる政策の目的の一つは、手書きの署名に法的に匹敵するものと見なされるために電子署名に何が求められるかを提示することです。

暗号化とは

暗号化とは、コードを介して機能させる技術で軍部またはスパイ組織以外での利用はあまりないように思われます。しかし、銀行が古くから利用しており電子商取引においては必須のツールです。暗号化適用例の一つは、インターネットを通じて送信された電子メールからフロッピーディスクに機密に格納されたファイルに至る電子データを保持することです。別の使用例は、電子文書が特定のコードを保持している個人によって作成され、署名がされてから変更が加えられていないことを「証明」というものです。言い換えると、暗号化は電子署名として使用できるということです（17 ページのボックスを参照）。

脚注¹ : www.dti.gov.uk/comp/competitive を参照。

脚注² : 「*Net Benefit : the electronic commerce agenda for the UK*」は、

www.dti.gov.uk/cii/ecom.htm でご覧になれます。

(ページ 5)

3. 本書は政府の立法提案を説明することで電子商取引の促進をはかり、技術的に可能なことを法律に反映して更新し、法執行当局の権限が電子情報の暗号化機能の増大によって損なわれることがないようにします。その方針は次の原則に基づきます。

- ・ 電子商取引を促進するための政策および体制を実行に移すという政府の意向。
- ・ 健全性および機密性が保たれる技術および暗号化サービスのプロバイダー³に対するユーザーの信頼を上げる必要性。
- ・ 法律はできる限り技術的に中立であること。
- ・ ライセンスを供与された認定機関⁴は電子署名が手書きの署名と同等と認識されるに十分な信頼をサポートできるような認定を与える立場にあるという意向。
- ・ 電子署名サービス、デジタル署名サービス、暗号化サービスの発展に対して明らかに異なるアプローチが必要であることの認識。
- ・ 適切な当局のもとでケースバイケースにより、新しい技術開発に対応して市民を犯罪やテロリズムから守るために既存の法律の有効性を維持する目的で機密に格納されたり送信された情報を守る暗号化キーまたはその他の情報に合法的にアクセスするため法執行当局に新しい権限を与える必要性。

4. これらの原則はこの数年間にわたる公式および非公式のコンサルタントを通じて開発されてきました。本書の目的は、政府がこれらの原則の実行をどのように計画しているのか、また産業界およびその他の関係者の考え方を詳細に示すことでもあります。政府は今国会開催中に法案を提出することを約束し、1次立法および2次立法の組み合わせにより実行に移す予定であります。4月1日までにご意見をお待ちしています。それ以降のご意見は反映されません。本書は、http://www.dti.gov.uk/CII/elec/elec_com.html にてご覧いただけます。

5. ご意見は **Stephen de Souza** 宛に電子メール（できれば Word 6.0 またはテキスト形式）にて、

X.400 アドレス : S=sec O=DTI OU1=CIIID P=HMG DTI A=Gold 400 C=GB

インターネットアドレス : sec@ciid.dti.gov.uk

または、

Communication and Information Industries Directorate
Department of Trade and Industry
Room 220, 151 Buckingham Palace Road
London SW1W 9SS

宛に書面にてお願いします。

ご意見にはお名前、または代理人名を明記願います。ご意見の一部または全てを機密扱いにすることを希望される場合は、電子メールまたは書面にその旨明記願います。そのような記載がない場合は、投稿は公開扱いとなり共有され、大臣による公開、国会議事堂内の図書館に配置されます。

脚注³：本書の目的により、暗号化サービスのプロバイダーは委託サービス・プロバイダーと称されます。TSP は、認定機関（脚注⁴ 参照）、委託第三者（機密サービス提供）、またはキー復元機関（脚注¹⁷ 参照）などの複数の暗号化サービスを提供。

脚注⁴：認定当局（CA）は、電子署名と特定個人またはビジネス機能（20 ページのボックスも参照）をリンクさせる認定を発行する TSP です。

（ページ 6）

国際的背景

6. 電子商取引は国内問題というよりむしろグローバルな問題です。驚くことではありませんが、暗号化に関連した数多くの国民発案がさまざまなフォーラムで実施されています。事実、近年においてはこの種の問題に関する議論が多く見られます。政府はこの開発の過程を注意深く監視し一貫した政策を貫くことの重要性を確信しています。従って、この種の議論に積極的に関与しており、特に、電子署名および電子商取引に関する欧州委員会の最近の提案、オタワで開催された電子商取引に関する OECD（経済協力開発機構）閣僚会議、電子署名に関する現在の国連での議論などに参画しています。

欧州連合の考え方（電子署名および電子商取引に関する EU の指令ドラフトを含む）

7. 1997 年 10 月通信⁵において、欧州委員会は暗号化がビジネスおよび市民の電子商取引の安全な開発過程で担うであろう重要な役割についての概要説明をしました。同通信は電子署名の指令を取り上げることは、その使用を促したり、「署名付き」文書およびメッセージが委員会内で認知されていることを確認する意味において適切であると主張しています。英国は同通信を歓迎し、欧州委員会が 1998 年 5 月に電子署名指令のドラフトを採択した時には満足しました。指令ドラフトは認可当局の合法的なフレームワークの導入と、特定条件のもとで電子署名された通信が合法的であると加盟各国が認識するという責任を果たすことによって電子署名サービスの開発促進を模索しています。

8. ヨーロッパ会議およびヨーロッパ議会においても、現在、指令規定に関しては継続審議中⁶ですが、本書の提案とは一貫しています。指令は今年の後半中には正式に合意されるものと予想されています。従って、指令が加盟各国で実行に移される 2002 年の

初め前には英国提案が実施されるはずですが、電子署名の分野では、英国立法はさらに先になります。指令が加盟各国によるライセンス供与の体制設定を認めている一方、体制設定の要求を提出していないからです。我々の提案ではライセンス供与の体制をつくり上げます。指令も我々の提案と同様、「認定」機関が準拠すべき基準の概要を示すと同時に電子署名認定書の内容を示しています。また、ユーザー署名の作成デバイスに求められる要件を言明し、一般市民にサービスを提供する認定機関の責任要件の導入を考えています。

9. 電子商取引（「電子商取引におけるヨーロッパの国民発案」）に関する 1997 年 4 月の政策言明に続き、欧州委員会は国際マーケットにおける電子商取引の特定法律面に関する指令の提案を発行しました。

脚注⁵：1997 年 10 月 COM(97)503 発行の、「電子通信における安全と委託保証 - デジタル署名および暗号化のヨーロッパ体制の確立に向けて」

脚注⁶：本指令の進展にご興味ある方は、nigel.hickson@ciid.gov.dti.uk までお問い合わせください。

(ページ 7)

キーとなる目的は、単一マーケットにおいて電子商取引の発展の妨げになっていると思われる地域を指定してサービス提供の自由を保証することです。特にヨーロッパの中小の企業が電子商取引をフルに活用するために必要な法的確実性が得られるようなフレームワークを作成することです。

10. 電子商取引指令は、電子署名などのその他の指令とオーバーラップしないように補足することを前提にしています。サービスを提供する側の行動が、他の加盟各国がテリトリー内のサービスに関する規定を規制したり妨害できないような加盟各国の国内法令に準拠している場合、「原産国」の原則がその目的達成の基本と見なされます。原則にはいくつかの例外、「消費者契約についての契約上の義務」および著作権があります。主な分野は次の通りです。

- ・ 制定規則の簡素化および明確化によって、どの法律が適用されるのかを知り消費者および企業が恩恵を受けられるようにすること。
- ・ 広告の定義、規制職業の禁止などの商業的通信へのアプローチに一貫性を持たせること。
- ・ 電子契約の法的有効期限の保証。
- ・ 供給者から消費者への情報伝達をするが、その内容または合法性については認識していない仲介人の責任問題を明確にすること。

ブリュッセルにおいて指令ドラフトの検討が開始され、DTI は関係者⁷ から別途意見聴取をしました。

11. 政府は1997年10月の欧州委員会通信と一致して暗号化に合法的にアクセスできる権限の提案を考えています。これで国家安全保証および法執行の面に関する加盟各国の権限を認識できました。また暗号化を乱用すると法執行面で問題が発生する可能性があることも認識できました。

脚注⁷： 指令ドラフトの内容を含め詳細は、DTI Web サイト、<http://www.dti.gov.uk/cii/ecomdirective/index.htm> をご覧いただくか、または Tracy-Anne Clough 宛に電子メール ecom@ciid.dti.gov.uk。またはファックス 0171 215 4161 にて指令のコピーを請求ください。

(ページ 8)

「プライバシーに対する配慮から暗号化の使用をデータセキュリティおよび機密性保持のみに限定しないようにお勧めします。基本的なプライバシーは守られるべきですが、規制が他の目的達成のために適切で効果的で必要性がありバランスが取れていれば、国家安全保証保護または犯罪と戦うなどの合法的な理由によって規制されます。」

「...データや通信への合法的なアクセス法に対する既存の規則は、暗号化されたデータや通信へのアクセスに効果的に適用するために利用できる。即ち、規則は合法的に認可された要求を受けると暗号化された情報へのアクセス規定が必要になるのです。」

欧州委員会通信「電子通信におけるセキュリティおよび信頼の保証」

(ページ 9)

12. 1998年5月、欧州連合の司法および国内委員会は暗号化に関する公式結論および法執行⁸を採択しました。暗号化が電子商取引および個人のプライバシーに大きな恩恵をもたらすという認識をする一方、委員会は法執行機関による合法的な暗号化キーへのアクセスは、市民を犯罪やテロリズムから守るために必要であることを認識しました。委員会は加盟各国が採用する合法的なアクセス手段は、市民の自由や国内市場の機能などのその他の重要な利害に対してバランスがとれていることが必要です。政府はその提案はこれらの要件を満たす必要があると考えています。

暗号化に関する OECD 見解

13. 本政策は暗号化政策に対する OECD ガイドライン⁹と完全に一貫しています。OECD は、政府には電子商取引を促進しプライバシーを保護する責任がある一方、同時に